

起債について
九記の通り起債するものとする

記

一 起債金額 一金兆百拾万円也

一 起債目的 簡易水道事業充当のため

一 借入先 郵政省簡易保険局、大蔵省資金運用部、その他

一 借入利率 年利割以内

一 借入時期 昭和三十四年度但し工事又は財政の都合により起債の全部又は一部を翌年度において繰越して借入出来ることである。

一 償還方法 昭和三十五年度より五年以内据き爾後拾五年以内に毎年二回元利均等償還により償還するものとする。(郵政、大蔵省にあっては同省の定めるところによる)

但し財政の都合により繰上償還をし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。

一 償還財源 税収その他一般大入

昭和三十五年一月二十日 提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和三十五年一月二十日 議案可決

三朝町議会議長 加藤 幸太郎 議長印

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議事印